

地方創生にかかる「JAバンク香川新規就農助成要領」の制定について

当会は、地方創生への取組みとして、JA香川県の農業インターン修了者が新規就農に従事する場合、当会が営農費用の一部を助成する「JAバンク香川新規就農助成要領」を以下のとおり制定しましたので、お知らせいたします。

また、平成28年9月30日現在の助成申請受付状況をお知らせいたします。

1. 「JAバンク香川新規就農助成要領」の概要について

項目	内容
目的	JA香川県農業インターン修了者が新規就農に従事する場合、営農費用の一部を助成することにより、就農直後の経営の安定化を図ります。
申請期間	平成27年度から平成31年度まで
助成対象者	JA香川県農業インターンを修了した者であって、次のすべての要件を満たしている新規就農者とします。 ○青年等就農計画の認定を受けた者 ○JA香川県の組合員である者 ○JA香川県で経済事業（購買・販売）を利用する者
助成金額	年間200,000円
助成対象期間	3年間
申請書類	当会が定める「助成金交付事前申請書」に添付書類（JA香川県農業インターン修了証（写）など）を添えて申請します。
申請窓口	JA香川県営農部園芸課 TEL087-818-4122

2. 平成28年9月30日現在の助成申請受付状況について

平成27年度 新規就農者	6名
平成28年度 新規就農者	10名

※平成28年度分の助成申請者10名のうち、6名については、平成27年度から新規就農者です。

以上